時間外労働 休日労働 に関する協定届

働保険番号	都道府県 所学 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業楊番号
法人番号	

様式第9号の3 (第16条第2項関係)

東八弟 9 号の 3 (弟 16 余弟 2 垻関係)							ム八田	,,										
事業の種類			事業の名称			事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間								
						(〒 -	_)											
								/后至红.项.!	⊐. .	`								
								(電話番号:) 延長することができる時間数										
						1	<u></u>											
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳 _{以上の者})	所定労働時間 (1日) (任意)			1箇月		起算日 (年月日)							
													法定労働時間を	所定労働時間を	法定労働時間を		法定労働時間を	所定労働時間を 超える時間数
															I			超える時間数
		時間外労働	① 下記②に該当しない労働者															
② 1年単位の変形労働時間制																		
により労働する労働者																		
	休日労働をさせる必要のある具体的事由			Mathe a fitality	労働者数		所定休日	所定休日		労働させることができる		労働させることができる法定						
休				業務の種類	(満18歳)以上の者)		(任意)		法定休日の日数		休日における始業及び終業の時刻							
日労					(WT.0)-11													
カ働																		
1-53																		
NL H				(該当する番号)	(具体的内容	ξ)			-L		I.							
労働基準法第36条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する 健康及び福祉を確保するための措置																		
	協定の成立年月日	年 月	日			urbis.	7											
	協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過	半数で組織する労働約	且合) の名称又は労働者の過	8半数を代表	する者の 職績												
	協定の当事者(労働者の過半数	を代表する者の場合)の選出方法()	н											
	上記協定の当事者である労働組			哉する労働組合である又は上	:記協定の当	・ 事者である労働	動者の過半数を	代表する者が事	業場の全ての労働	動者の過半数を代	表する者である	52 E. 🗌						
				.,, _,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							エックボックス							
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による																		
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 🔲 (チェックボックスに要チェック)																		
		年 月	日															
						使用者職	Ä											
				ጟ														

労働基準監督署長殿

様式第9号の3 (第16条第2項関係) (裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働 基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業 務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化すること により当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数 (満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の 数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。
 - (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日について の延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数に ついても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」に おいて定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、 所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を 併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週 1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の 規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 「労働基準法第36条第4項で定める時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、労働基準法第36条第7項の指針の規定により健康及び福祉を確保するための措置を定める場合においては、以下の番号を「(該当する番号)」に選択して記入した上で、その具体的内容を「(具体的内容)」に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ⑥ 年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受け させること。
 - ⑩ その他

- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第 38 条の 4 第 5 項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第 2 項第 1 号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては予働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。